

# 環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）  
清水行政局 建設環境室

## ごみ分別すれば資源

### 新たに町内で犬を飼う方へ 4月以降登録手続き不要に

マイクロチップを装着している犬が、令和6年（2024年）4月以降に環境大臣指定登録機関の「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」にて所有者登録・変更の手続きをすることで、有田川町における犬の登録手続きが不要になります。首輪に付ける鑑札の発行もありません。マイクロチップが鑑札の代わりになります。

ただし、マイクロチップを装着していない場合やマイクロチップを装着していても、環境大臣指定登録機関へのマイクロチップ情報登録を行っている場合、これまで通り町への登録手続きが必要です。従来鑑札発行を伴う有田川町への犬の登録手数料は3千円です。

犬を飼っている家庭に向けて毎年3月ごろ、「狂犬病予防注射接種通知書兼現況届」をお送りしています。4月になってもハガキが届かない場

合や、該当の犬が不在なのにハガキが届いたという場合などは登録の修正が必要です。ご連絡ください。  
※AIPONなどの民間登録機関にのみ登録している場合は対象外です。

※令和6年（2024年）4月1日以前に環境大臣指定登録機関において所有者登録・変更の手続きをしている場合は対象外です。従来通り首輪への鑑札の装着を続けてください。詳しくはホームページ掲載のチラシをご覧ください。



### 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物の中には次のように地域のごみ集積場へ出せないものがあります。

- ・点滴パック
- ・ストーマ袋
- ・シリンジ

これらは役場で回収に伺います。燃えないごみの袋に入れて環境衛生

課までご連絡ください。

ただし、注射器（針付き）・注射針・針が付いたチューブ類・薬液などが残っているごみは役場では回収できませんので、受け取った医療機関、薬局などに返却してください。

### 尾岩坂ごみ処分場

尾岩坂ごみ処分場（川口441番地）では、家庭から発生した土砂やがれき類などを処分することができます。

#### 搬入できるもの

町内の家庭から発生した次のもののうち、町民自らが解体し処理したものに限り、

- ・土砂（草木を含まないもの）
- ・ガラス、陶器類
- ・がれき類（瓦・れんが・タイル・コンクリート殻（鉄筋の入っていないもの）・非飛散性カラーベストなど）
- ※アスファルト、石こうボードは搬入禁止です。

※解体や撤去、処理などを業者に依頼して発生したものは、産業廃棄物とみなされ搬入できません。

● **処分場の取扱日と時間**／毎週木曜日 8時30分～17時

#### ● 処分場への搬入条件

● 処分場へ搬入できる方は、許可を

受けた本人か、許可を受けた本人の4親等以内の方です。

● **許可申請方法**  
搬入の上限量は4トン（同一現場からの搬入量の累計）です。

● **許可申請方法**  
尾岩坂ごみ処分場へ搬入を希望される方は、事前に環境衛生課で許可願出書の提出が必要です。

● **処理手数料**  
許可書は、申請者立会いのもと、搬入物発生地の現場確認後にお渡しします。  
搬入者は、搬入時に運転免許証を管理人に提示してください。

車両	料金
軽トラック	520円
0.75トン積車両	1,570円
1トン積車両	2,100円
1.5トン積車両	3,150円
2トン積車両	4,200円
4トン積車両	8,400円

（車両1台につき）

### 家庭から出る 燃えるごみの収集量

令和5年（2023年）11月  
約277トン  
前月から約16トンの減少